

アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針

1 目的

この方針は、循環型社会形成の推進を図る観点から、所沢市が実施する公共工事において、一般廃棄物由来の溶融スラグについて、有効利用の拡大を図ることを目的とする。

なお、当面、アスファルト合材（溶融スラグ入り）として使用とする。

2 適用工事

所沢市が実施する工事については、当面、県単工事で使用するものとする。

3 使用区域

使用区域は、市全域を対象とする。

4 適用種別

(1) アスファルト合材の種類

アスファルト合材の種類は以下のとおりで、溶融スラグの混入率は、合材全体重量の10%以下とする。

①アスコン合材 密粒度(20)、密粒度(13)、粗粒度(20)

②再生アスコン合材 密粒度(20)、密粒度(13)、粗粒度(20)

(2) 工事の規模

工事の規模は、当面、同一配合のアスファルト合材使用量が50t以上の工事とする。

5 条件の明示

アスファルト合材（溶融スラグ入り）を使用するにあたっては、その旨を仕様書に明示するものとする。

6 品質の確認

品質の確認のため、関係者がそれぞれ必要な検査等を実施する。

なお、詳細は、別紙『「アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針」に関する手続フロー』によるものとする。

7 設計・積算上の運用

(1) 単価は、県土木工事設計単価表による。

(2) 設計においては、スラグの生産日数を考慮し、適正な工期を設定する。

(3) 溶融スラグ製造者から安定的な供給が困難な場合は、通常の合材に設計変更できるものとする。なお、手続フローに定めるように、溶融スラグ製造者が発行する溶融スラグ不足証明書を確認することとする。

8 留意事項

(1) 品質が確保された溶融スラグを使用するものとする。

(2) このほかに、手続フローに詳細を定めるものとする。

